

あなたの家は、大丈夫ですか。

耐震診断と改修工事を補助します

問い合わせ 建築指導課建築指導係 ☎内線672



平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震そして令和6年の能登半島地震においても、木造住宅に大きな被害が出ています。地震での被害の多くは、建物の倒壊による圧死が原因とされています。昭和56年5月の建築基準法改正以前に着工された木造住宅は、耐震性が不足している可能性があります。

大切な命を守るためにも、耐震診断・耐震改修を進めましょう。

付順に審査し、実施対象者を決定

▼耐震診断士を派遣します
募集件数 5件程度
費用 耐震診断費は無料。ただし、診断技術者の交通費として1000円。資料(平面図)がない人は、図面作成料として実費(9000円程度)を負担。

申し込み 4月25日(木) 午前10時から9月30日(月) 午後3時まで
申請書類を直接、建築指導課(市役所4階)へ。

耐震診断と改修工事

一戸建ての住宅(空き家、貸家を除く)の耐震化のため、耐震診断の結果に応じて改修費などを補助します。

対象住宅(1) 昭和56年5月31日以前に着工した、木造在来軸組み工法で地上2階建て以下の、個人が所有する住宅(併用住宅は住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)
対象者 対象住宅に居住する、市税を滞納していない人 ※受

住宅の耐震化に向けた改修費などを補助します

対象住宅(2) 対象住宅(1)を満たし、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅
対象工事・補助額 下の表のとおり

募集件数 対象工事①～④の合計額で、予算の範囲内
申し込み 4月25日(木) 午前10時から9月30日(月) 午後3時まで
申請書類を直接、建築指導課へ。

耐震改修工事	補助額
① 耐震補強工事	上部構造評点1.0以上になるための耐震補強工事および工事監理に要する費用の2分の1以内で、上限100万円
② 簡易耐震改修工事	地上2階建ての住宅で、1階の上部構造評点が1.0以上となるものなどの工事と工事監理費用の2分の1以内で、上限50万円
③ 耐震補強工事(従前改修)	②の簡易耐震改修工事から引き続き行う耐震補強に伴う工事と工事監理に要する費用の2分の1以内で、すでに交付された補助額と①の上限額の差額※②の工事と重複する部分を除く
④ 耐震シェルター等設置工事	住宅内に耐震シェルターなどを設置する工事費用の2分の1以内で、上限60万円

危険な塀の撤去費用を補助します

地震などで倒壊するおそれのあるブロック塀などの撤去を促進するため、撤去費用の一部を補助します。

対象 = 次の全てを満たす塀

- ① ひび割れ、破損および傾斜している、または建築基準法に適合していない
- ② コンクリートブロック造、石造、れんが造など
- ③ 避難路に面して長さが3メートル以上、高さが1メートル以上
※避難路については各種条件あり

対象者 = 塀の所有者などで、市税を滞納していない人
補助額 = 対象工事費の3分の2で、上限8万円 ※塀の長さ1メートルあたり上限1万円
募集件数 = 5件程度(予算の範囲内、先着順)

申し込み = 4月22日(月)から11月29日(金)までに、申請書と必要書類を直接、建築指導課(市役所4階、☎内線679)へ。

